

受配者指定寄付金にかかる令和 8 年熊本地震への対応について

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

日本私立学校振興・共済事業団では、令和 8 年熊本地震の発生を受け受配者指定寄付金にかかる手続等について、以下の措置を行いますのでお知らせいたします。

(受配者指定寄付金の手続等について)

1. **寄付金配付への迅速な対応**

寄付金の配付については、毎月 5 日(5 日が土・日・祝日の場合は次の平日)を締切とし、審査後、月末に学校法人の銀行口座へ送金しておりますが、被災学校法人から申し出があった場合にはその限りとせず、**迅速な配付に向けた対応を行います。**

2. **寄付金の直接受入れ**

寄付金の受入れ(振込)については、通常、学校法人で取りまとめのうえ、事業団への振込及び必要書類を提出していただいておりますが、**寄付企業等から事業団の指定口座への振込み及び書類を郵送することについても受け入れることとします。**

また、ご郵送が困難な場合にはメール等でも申請書を受理いたします。

なお、寄付企業等から直接の振込を行う際には事前に私学事業団寄付金課へご連絡ください。

(寄付募集について)

3. **被災学校法人の寄付募集の支援**

私学事業団では、私立学校の寄付金募集に関する情報を紹介する「私立学校寄付金ポータルサイト」を設置しております。本サイトでは「災害復旧支援のための寄付募集」を掲載することも可能です。災害復旧支援の寄付募集を行う学校法人においては、本サイトをご活用いただき、寄付募集にお役立ていただければと思います。

掲載方法など詳しくは、下記問い合わせ先までご照会ください。

また、上記措置以外につきましても、手続等についてなるべく柔軟な対応をしてまいります。なにかお困りごとや不明点がございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

日本私立学校振興・共済事業団 助成部 寄付金課

TEL 03-3230-7317・7318

FAX 03-3230-8223

E-mail kifukin@shigaku.go.jp